

債券発行概要書(発行者情報)

自 令和2年4月1日
(令和2年度)
至 令和3年3月31日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」（以下「本発行者情報概要書」といいます。）は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。）第 40 条第 1 項に基づき発行する債券（以下「機構債券」といいます。）の発行者である地方公共団体金融機構（以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。）の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を令和 3 年 6 月 18 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、令和 3 年 6 月 18 日現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債（以下「地方金融機構債」といいます。）を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」（以下「各証券情報概要書」といいます。）を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。）に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けていますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

【表紙】

【法人情報】	1
第1 【法人の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	2
3 【事業の内容】	4
4 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	32
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
4 【経営上の重要な契約等】	56
第3 【設備の状況】	57
1 【設備投資等の概要】	57
2 【主要な設備の状況】	57
3 【設備の新設、除却等の計画】	57
第4 【機構の状況】	58
1 【出資金等の状況】	58
2 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】	59
(2) 【役員の状況】	62
(3) 【監査の状況】	63
(4) 【役員の報酬等】	64
第5 【経理の状況】	64
【財務諸表等】	65
(1) 【財務諸表】	65
①【貸借対照表】	65
②【損益計算書】	66
③【純資産変動計算書】	67
④【キャッシュ・フロー計算書】	69
⑤【附属明細書】	90
(2) 【決算報告書】	94
(3) 【主な資産及び負債の内容】	97
(4) 【その他】	97
第6 【機構の参考情報】	97
監査報告書	卷末

【法人情報】

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

(単位：百万円、人)

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月
経常収益	376,497	347,476	318,863	289,727	259,923
経常利益	160,213	151,976	139,434	129,063	118,247
当期純利益	27,878	26,111	23,179	25,767	27,388
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	241,082	267,427	295,191	323,896	340,621
総資産額	24,786,267	24,755,829	24,589,199	24,346,700	24,857,606
営業活動による キャッシュ・フロー	277,268	286,997	528,254	△33,493	827,664
投資活動による キャッシュ・フロー	68,789	△4,467	△10,427	△186,546	△227,710
財務活動による キャッシュ・フロー	△196,442	△395,988	△395,144	△93,003	△50,958
現金及び現金同等物の 期末残高	861,226	747,767	870,480	557,437	1,106,432
職員数	91	88	87	84	85

- (注) 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
 2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
 3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2 【沿革】

機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、「地方公営企業等金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による「機構法」の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を変更しました。

公庫及び機構の沿革は、それぞれ次のとおりです。

(1) 公営企業金融公庫

年月	事　項
昭和 32 年 6 月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6 月 1 日）
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫の委託に基づく貸付（「受託貸付」）を開始
昭和 41 年 4 月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 9 月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 4 月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 (公営競技納付金制度の創設、公営企業健全化基金の設置)
昭和 47 年 6 月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 5 月	公営企業金融公庫法の一部改正 (一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）が貸付対象に追加)
昭和 59 年 3 月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 6 月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年 6 月	臨時特別利率制度を創設
平成 9 年 9 月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1 名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会の設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3 年間で廃止））
平成 13 年 4 月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 6 月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度の公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 5 月	行政改革推進法成立
平成 18 年 6 月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定

平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成 19 年 5 月	機構法成立
平成 19 年 6 月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年 10 月	機構法に基づき解散(10 月 1 日)

(2) 地方公共団体金融機構

年月	事 項
平成 20 年 8 月	機構法に基づき「地方公営企業等金融機構」(Japan Finance Organization for Municipal Enterprises) が設立 (8 月 1 日)
平成 20 年 10 月	公庫の解散に伴い、公庫の権利及び義務を承継して業務開始 (10 月 1 日)
平成 21 年 6 月	機構法の一部改正に伴い、「地方公共団体金融機構」～改組 (6 月 1 日)
平成 24 年 2 月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 1 月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制を導入

3 【事業の内容】

(1) 機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

機構は、主として政府保証のない一般担保が付与されている地方公共団体金融機構債（以下「地方金融機構債」という）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

令和2年度貸付額 1兆5,592億円、令和2年度末貸付金残高 23兆1,443億円

令和2年度債券発行額 2兆4,688億円、令和2年度末債券発行残高 20兆4,151億円

（注） 債券発行に係る金額は発行価額ベースです。

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

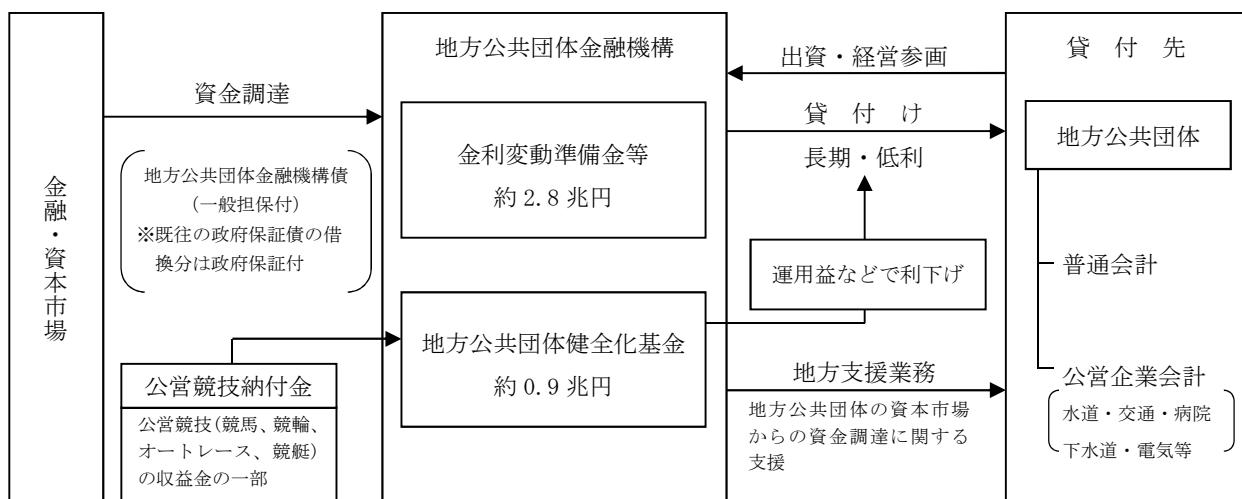
(金利変動準備金等)

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券等の借換え時に生じる金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(地方公共団体健全化基金を活用した利下げ)

機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(2) 業務の概要

① 貸付業務

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っております。

(貸付対象)

機構の貸付先は、地方公共団体です。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組に伴い、従来、主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、貸付対象事業を追加してまいりました。

年度	追加した事業等
平成 21 年度	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度同意債で終了）、一般事業（出資金・貸付金、負担金）
平成 24 年度	学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）、電気事業（太陽光発電）
平成 25 年度	全国防災事業（平成 27 年度同意債で終了）、緊急防災・減災事業
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業（平成 28 年度同意債で終了）
平成 28 年度	一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）
平成 29 年度	公共施設等適正管理推進事業
平成 30 年度	過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）
令和 元 年度	緊急自然災害防止対策事業、過疎対策事業（診療施設）
令和 2 年度	減収補填債、過疎対策事業（全事業）

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付は貸付期間等によって、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」、当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫からの委託に基づいて、地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

(貸付利率)

機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、従来の特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業や臨時財政対策債、減収補填債については、基準利率よりも低利な機構特別利率が適用されます。

なお、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としており、現在、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、財政融資資金の利率と同水準となっております。

(償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方公共団体のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業については償還期限を最長で 40 年に延長しております。

(貸付けの審査体制)

機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、貸付前・貸付時・貸付後に、それぞれ必要な審査を適切に実施しております。

- 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じて都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

- 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

- 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

(公営競技納付金等による利下げ)

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益、当該年度に納付された公営競技納付金及び自己財源を充てております。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

② 地方支援業務

機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担っております。この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しております。具体的には、以下の3つの分野で地方公共団体のニーズに即した支援を提供しております。

(調査研究)

地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元しております。

(人材育成・実務支援)

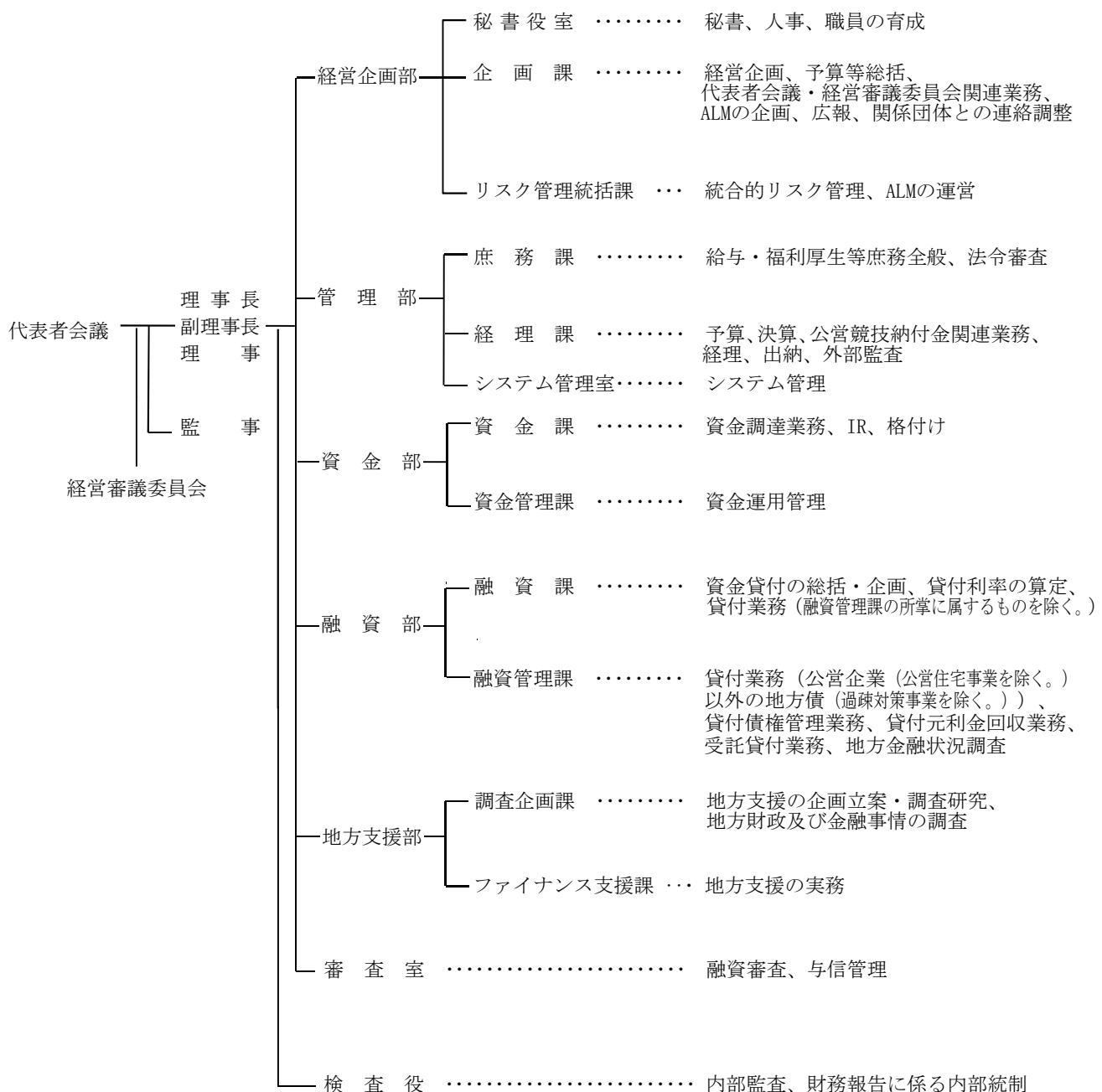
地方公共団体の職員が、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、金融知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が個別の財政運営における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供しております。

(情報発信)

地方公共団体が財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど効果的に情報発信しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和3年3月31日現在）



4 【従業員の状況】

令和3年3月31日現在における機関の職員数は、85人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える機構に対する期待が一層高まると考えられることから、こうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一步を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経営理念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和3年度事業実施方針、令和3年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和3年度事業実施方針

令和3年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話をを行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付け及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症が社会経済に大きな影響を与えていた環境下においても、資金調達や貸付けなど必要な業務を適切に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体が抱える課題等を踏まえ、各事業の実施に当たり、柔軟かつ適切に対応する。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和3年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の大幅な減収等に対応するため地方公共団体の資金繰り（減収補填債等）や、地方単独事業のうち政策的に対応する必要が大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）、住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和3年度貸付計画の概要

改正後の令和2年度地方債計画及び令和3年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 21,823 億円、東日本大震災分 3 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、25,100 億円を計上する（令和2年度貸付計画額 16,600 億円から 8,500 億円、51.2% の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 減収補填債への対応

令和2年度における地方税の大幅な減収に対応するため、減収補填債について、所要額を計上する。

(4) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(5) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続きの更なる簡素化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言機能の充実を図る。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

令和3年度事業別貸付計画

(表1)

(単位: 億円、%)

区分 事業等名		令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	【参考】 令和3年度 地方債計画 計上額
一般会計債	公共事業等	317	349	▲ 32	▲ 9.2	365
	公営住宅事業	124	125	▲ 1	▲ 0.8	127
	学校教育施設等整備事業	81	108	▲ 27	▲ 25.0	61
	社会福祉施設整備事業	90	97	▲ 7	▲ 7.2	92
	一般廃棄物処理事業	66	141	▲ 75	▲ 53.2	55
	一般事業	60	71	▲ 11	▲ 15.5	80
	地域活性化事業	107	98	9	9.2	86
	防災対策事業	134	148	▲ 14	▲ 9.5	138
	地方道路等整備事業	257	244	13	5.3	303
	合併特例事業	933	870	63	7.2	905
	緊急防災・減災事業	1,453	1,260	193	15.3	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	831	664	167	25.2	955
	緊急自然災害防止対策事業	870	751	119	15.8	1,007
	過疎対策事業	594	410	184	44.9	702
	計	5,917	5,336	581	10.9	6,554
臨時財政対策債		6,014	4,330	1,684	38.9	7,747
減収補填債		6,000	0	6,000	皆増	0
(一般会計債等分計)		17,931	9,666	8,265	85.5	14,301
公営企業債	水道事業(上水道)	1,963	1,863	100	5.4	2,092
	水道事業(簡易水道)	74	96	▲ 22	▲ 22.9	79
	交通事業(一般交通)	28	28	0	0.0	36
	交通事業(都市高速鉄道)	261	247	14	5.7	330
	病院事業	1,004	1,041	▲ 37	▲ 3.6	1,107
	下水道事業	3,593	3,400	193	5.7	3,652
	工業用水道事業	74	82	▲ 8	▲ 9.8	90
	電気事業	36	43	▲ 7	▲ 16.3	43
	ガス事業	13	21	▲ 8	▲ 38.1	15
	介護サービス事業	11	11	0	0.0	13
	市場事業	88	73	15	20.5	37
	と畜場事業	1	1	0	0.0	0
	駐車場事業	2	2	0	0.0	2
	小計	7,148	6,908	240	3.5	7,496
	港湾整備事業	19	25	▲ 6	▲ 24.0	28
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2	1	1	100.0	1
小計		21	26	▲ 5	▲ 19.2	29
計		7,169	6,934	235	3.4	7,525
計		25,100	16,600	8,500	51.2	21,826 (前年度比 +19.8%)

- 注1) 事業等名は、令和3年度地方債計画に基づき区分した。
- 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- 注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計4億円を計上した。
- 注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

II 令和3年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化する。

また、日本銀行の一連の金融政策により低金利の状況が長期間に及んでいることに加え、海外情勢等により市場環境が大きく変化しているが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、ESG 投資の高まりなども含めた投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場における確固たる信認を強化することで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和 3 年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和 3 年度においては、表 2 のとおり公募債を 1 兆 3,950 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 5,300 億円発行するほか、長期借入を 750 億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表 2 のとおり 2,400 億円を発行する予定である。

(表2)
令和3年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和3年度	令和2年度
国内債	7,700 億円	7,400 億円
10年債	2,800 億円	2,600 億円
20年債	1,100 億円	1,100 億円
5年債	200 億円	200 億円
30年債	200 億円	200 億円
FLIP債	3,400 億円	3,300 億円
国外債	3,500 億円	3,000 億円
フレックス枠	2,750 億円	2,000 億円
計	13,950 億円	12,400 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 令和2年度については、当初計画額を計上。なお、令和2年7月、12月及び令和3年2月に見直しを行い、18,750 億円に増額している。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和3年度	令和2年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10年債	1,500 億円	1,500 億円
20年債	1,500 億円	1,500 億円
地共済引受債	2,300 億円	2,350 億円
10年債	1,100 億円	1,100 億円
20年債	1,200 億円	1,250 億円
計	5,300 億円	5,350 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。 地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和 3 年度	令和 2 年度
	750 億円	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和 3 年度	令和 2 年度
4 年債	2,400 億円	600 億円
計	2,400 億円	600 億円

4 合計

合計	令和 3 年度	令和 2 年度
	22,400 億円	19,100 億円
政府保証債除く	20,000 億円	18,500 億円

※ 令和 2 年度は、当初計画額を計上。

III 令和3年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、これまでの資金調達への支援に加えて、地方公共団体の財政運営の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和3年度地方支援業務の概要

令和3年度は、地方公共団体の政策ニーズを踏まえ、特に、公営企業会計の適用や公会計の整備等地方公共団体の経営・財務マネジメント強化に向けて、個別団体の状況や要請に応じ、個別市町村等にアドバイザーを派遣する事業を総務省との共同事業として創設するとともに、先進事例等を普及するセミナーを実施するなど、丁寧できめ細かい支援を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応、更には、遠隔地の小規模な団体も含めた地方支援業務の効果向上を目指し、地方財政制度や政策上の課題等幅広い分野にわたって学びの機会を拡充するとともに、eラーニング等ICT技術を積極的に活用するなど多様な支援手法の充実を図る。

更に、調査研究の実施に当たっては、「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとして、新たに、国立大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むとともに、諸外国の地方財政制度、地域金融等に関する調査研究について、専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組む。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、諸外国の地方財政制度、地域金融、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラム等を開催して広く普及啓発を図る。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施するとともに、資金調達に関する最近の実態を把握するため、実態調査を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について、専門機関との連携強化を図りながら、調査研究を実施する。

④ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート Octagon における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進める。

⑤ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方金融状況調査の機会を利用して、調査対象団体に対し、財政状況ヒアリングを実施する。

⑥ 先進事例の収集・蓄積

地方公営企業における広域化・民間活用の事例、第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例及び関係人口創出・拡大等地域振興事業の事例など、地方公共団体の関心の高い政策課題への対応状況について、先進事例の更なる収集・蓄積を行い、先進事例検索システムを通じて地方公共団体へ還元する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、個別市町村等にアドバイザーを派遣する事業に新たに取り組むほか、地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー・研修等を実施する。人材育成・実務支援に当たって、e ラーニング、Web 会議システム等を積極的に活用する。

また、財政運営や資金調達等に係る自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣事業の実施を通じて、個別団体へのアドバイスを強化する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、公営企業の経営戦略の策定・経営支援、公営企業会計の適用、地方公会計の整備及び公共施設等総合管理計画の見直し（公共施設マネジメント）の4つのテーマについて、市町村等にアドバイザーを派遣する事業を創設し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。

② JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業会計適用拡大など、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型研修を実施する。

④ e ラーニング研修事業

e ラーニングを活用し、JFM 地方財政セミナーや資金調達入門研修など機構主催の集合研修における質の高い講義を配信するとともに、地方財政制度、地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供するなど、遠隔地の小規模な団体にも広く研修効果が及ぶよう多様な研修機会の充実を図る。

⑤ 出前講座

地方公共団体に機構職員等を講師として派遣し、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施する。実施に当たっては、主にオンライン形式を活用しつつ、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に実施する。

⑥ 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話、メール及び Web 会議システムの活用や、訪問等の方法により個別に助言を行う。

(3) 情報発信

地方支援に関する新規事業の実施や拡大に伴い、地方公共団体の活用に資するとともに、地方支援業務の効果的・円滑な実施につながるよう、地方支援業務のホームページの充実を図る。

また、先進事例検索システムの掲載事例及び財政分析チャート Octagon の充実を行うほか、金融知識、参考事例、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報を、ホームページや各種広報媒体等を活用して積極的に発信する。

IV 令和3年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行いうリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、新型コロナウイルス感染症に関する状況等を踏まえ、テレワーク環境の整備や感染予防策の徹底等、必要な対策を実施し、業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

4. 会計基準の改正等への対応

企業会計基準の改正等を踏まえ、機構の会計における時価評価の算出方法等について、適切に検討し、所要の対応を進める。

V 令和3年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和3年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

更に、スマートフォン等マルチデバイスへの対応、ウェブアクセシビリティ（高齢者・障害者等への配慮）の向上等の観点から、機構ホームページのリニューアルを行う。

(2) 令和3年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和3年度 事業計画

- 1 令和3年度における貸付金は、2,510,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和3年度における貸付回収金は、1,815,576百万円を予定している。
- 3 令和3年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,925,000百万円、長期借入75,000百万円、政府保証債の発行240,000百万円、合計2,240,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和3年度における債券償還金及び長期借入債償還金は、2,346,072百万円を予定している。
- 5 令和3年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な地方支援業務の実施を予定している。
- 6 令和3年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,901百万円を予定している。

(別紙1)

令和3年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	317
公営住宅事業	124
学校教育施設等整備事業	81
社会福祉施設整備事業	90
一般廃棄物処理事業	66
一般事業	60
地域活性化事業	107
防災対策事業	134
地方道路等整備事業	257
合併特例事業	933
緊急防災・減災事業	1,453
公共施設等適正管理推進事業	831
緊急自然災害防止対策事業	870
過疎対策事業	594
計	5,917
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,963
水道事業（簡易水道）	74
交通事業（一般交通）	28
交通事業（都市高速鉄道）	261
病院事業	1,004
下水道事業	3,593
工業用水道事業	74
電気事業	36
ガス事業	13
介護サービス事業	11
市場事業	88
と畜場事業	1
駐車場事業	2
港湾整備事業	19
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	2
計	7,169
臨時財政対策債	6,014
減収補填債	6,000
合 計	25,100

(注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

(別紙2)

令和3年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和3年度
国内債	7,700 億円
10年債	2,800 億円
20年債	1,100 億円
5年債	200 億円
30年債	200 億円
FLIP債	3,400 億円
国外債	3,500 億円
フレックス枠	2,750 億円
計	13,950 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	令和3年度
地共連引受債	3,000 億円
10年債	1,500 億円
20年債	1,500 億円
地共済引受債	2,300 億円
10年債	1,100 億円
20年債	1,200 億円
計	5,300 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和3年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和3年度
4年債	2,400 億円

4 合計

合計	令和3年度
	22,400 億円
政府保証債除く	20,000 億円

令和3年度 予 算

令和3年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,740,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和3年度 予定損益計算書
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	228,894
資金運用収益	222,008
貸付金利息	221,635
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	373
役務取引等収益	77
その他経常収益	6,810
地方公共団体健全化基金受入額	6,800
その他の経常収益	10
経常費用	127,330
資金調達費用	119,620
債券利息	119,065
借入金利息	554
役務取引等費用	283
その他業務費用	3,333
営業経費	4,095
人件費	963
業務費	1,923
その他の営業経費	1,210
経常利益	101,565
特別利益	243,781
公庫債権金利変動準備金取崩額	240,081
利差補てん積立金取崩額	3,700
特別損失	321,679
公庫債権金利変動準備金繰入額	81,597
国庫納付金	240,081
当期純利益	23,668

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和3年度 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,764,434	債券	20,206,783
有価証券及び現金預け金	794,286	借入金	393,000
金融商品等差入担保金	31,424	金融商品等受入担保金	9,104
その他資産	5,775	その他負債	4,558
有形固定資産及び無形固定資産	4,129	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,691,154
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	482,139
		利差補てん積立金	9,015
		負債の部合計	24,224,886
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	289,296
		一般勘定積立金	289,296
		評価・換算差額等	11,454
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	375,161
資産の部合計	24,600,047	負債及び純資産の部合計	24,600,047

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出合計	5,223,937
貸付金	2,510,000
債券償還金	2,345,072
長期借入債還金	1,000
事業損金	127,035
事務費	3,158
支払利息	119,900
債券発行費	3,612
元利金支払手数料	311
借入金費用	54
固定資産取得費	748
国庫納付金	240,081
資金収入合計	4,285,145
貸付回収金	1,815,576
地方公共団体金融機関債券	2,165,000
借入金	75,000
事業益金	222,310
公営競技納付金	6,800
雑収入	460
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△ 938,792
前期末現金預け金等	1,733,078
期末現金預け金等	794,286

(注)

- 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和3年度～令和5年度)

(単位：億円)

科 目	3 年度計画	4 年度計画	5 年度計画
経 常 収 益	2,290	2,040	1,830
経 常 費 用	1,270	1,170	1,080
経 常 利 益	1,020	870	740
特 別 損 益	△ 780	△ 650	△ 540
当 期 純 利 益	240	220	200

(注)

- 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2 【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において機関が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

① 貸付債権に係る信用リスク

機関の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

機関全体の貸付残高は当事業年度末現在で23兆1,443億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満の64億円となっております。

また、貸付残高のうち0.07%程度の157億円は、公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るもので、機関は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

② 市場取引に係る信用リスク

機関は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るために取引ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のことおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
 - ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
 - ・ この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
 - ・ 一方で、公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- なお、機構法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。
- ・ 地方交付税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度の2年間で総額4,000億円
 - ・ 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
 - ・ 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

(参考) 令和3年3月31日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	7.94年
	・負債（債券等）デュレーション	7.54年
	・デュレーションギャップ	0.40年（前年同期比△0.28年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	4.70年
	・負債（債券）デュレーション	3.78年
	・デュレーションギャップ	0.92年（前年同期比+0.06年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.09年
	・負債（債券等）デュレーション	6.50年
	・デュレーションギャップ	0.59年（前年同期比△0.24年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーションリスク

① 事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

② システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

③ その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要と、公営競技納付金の概況は、次のとおりです。

① 貸付業務

(地方債計画の概要)

令和2年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置が講じられ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靭化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、令和2年度国の補正予算（第1号）に追加計上された補正予算債等を円滑に執行するため、令和2年6月12日に改正され、令和2年7月豪雨に係る令和2年度予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、財政融資資金等の所要額の確保が必要なこと、新型コロナウイルス感染症対策のための地方債発行が見込まれることから、令和2年9月25日及び令和3年2月26日に改正されました。

その結果、令和2年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額14兆9,958億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆2,085億円、公営企業債は2兆8,116億円、臨時財政対策債は3兆1,398億円、補正予算債は1兆4,547億円、減収補填債は1兆3,012億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債、補正予算債及び減収補填債について、2兆2,915億円が計上されました。

(貸付計画)

令和2年度の貸付計画は、1兆6,600億円といたしました。

(貸付けの概況)

当事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

・ 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、11,679件、1兆5,592億29百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、65.3%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・ 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・ 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、36億16百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金460,608件、1兆7,997億46百万円、利息519,115件、2,508億54百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金261件、147億9百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

当事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は254,314件、23兆1,443億89百万円で、その事業別残高は42ページの表のとおりです。

また、当事業年度末における受託貸付残高は18,946件、2,504億66百万円です。

令和2年度地方債計画資金区分（第3次改正後）
(通常収支分)

(単位：億円)

項目	令和2年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	5,162	286	10,747
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業	4,778	2,598	0	2,180
3 公営住宅建設事業	1,110	280	121	709
4 災害復旧事業	3,491	3,491	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,107	203	2,017
(1) 学校教育施設等	1,223	589	56	578
(2) 社会福祉施設等	373	0	92	281
(3) 一般廃棄物処理	639	424	55	160
(4) 一般補助施設等	552	94	0	458
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	26,807	126	5,096	21,585
(1) 一般化	2,605	0	79	2,526
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	939	3,381
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
(9) 緊急浚渫推進	900	0	0	900
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	655	10
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	655	10
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調整	100	0	0	100
計	62,063	17,309	6,361	38,393
二 公営企業債				
1 水道事業	6,479	2,818	2,662	999
2 工業用水道事業	338	0	101	237
3 交通事業	2,198	57	347	1,794
4 電気事業・ガス事業	260	0	78	182
5 港湾整備事業	555	160	28	367
6 病院事業・介護サービス事業	4,010	746	1,389	1,875
7 市場事業・と畜場事業	407	0	40	367
8 地域開発事業	708	0	0	708
9 下水道事業	13,048	3,859	3,950	5,239
10 観光その他事業	111	0	9	102
計	28,114	7,640	8,604	11,870
合計	90,177	24,949	14,965	50,263
三 臨時財政対策債	31,398	7,312	1,872	22,214
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	14,547	7,069	74	7,404
六 減収補填債	13,012	4,000	6,000	3,012
総計	149,934	43,330	22,911	83,693

令和2年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項目	令和2年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	14	11	3
災害復旧事業	7	7	0
一般単独事業	1	0	1
計	22	18	4
公営企業債			
水道事業	1	1	0
下水道事業	1	1	0
計	2	2	0
総計	24	20	4

令和2年度地方債計画資金区分（3次改正後）
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	令和2年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	16,195	5,162	286	10,747
2 防 災・減 災・國 土 強 鞏 化 緊 急 対 策 事 業	4,778	2,598	0	2,180
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,124	291	124	709
4 災 害 復 旧 事 業	3,498	3,498	0	0
5 教 育・福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,327	1,107	203	2,017
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223	589	56	578
(2) 社 会 福 祉 施 設 等	373	0	92	281
(3) 一 般 廃 物 处 理	639	424	55	160
(4) 一 般 補 助 施 設 等	552	94	0	458
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	0	0	540
6 一 般 单 独 事 業	26,808	126	5,097	21,585
(1) 一 般	2,606	0	80	2,526
(2) 地 域 活 性 化	690	0	86	604
(3) 防 災 対 策	871	126	138	607
(4) 地 方 道 路 等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊 急 防 災・減 災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	0	939	3,381
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	3,000	0	1,007	1,993
(9) 緊 急 渡 濑 推 進	900	0	0	900
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,210	4,545	655	10
(1) 辺 地 対 策	510	510	0	0
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,035	655	10
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	345
9 行 政 改 革 推 進	700	0	0	700
10 調 整	100	0	0	100
計	62,085	17,327	6,365	38,393
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	6,480	2,819	2,662	999
2 工 業 用 水 道 事 業	338	0	101	237
3 交 通 事 業	2,198	57	347	1,794
4 電 気 事 業・ガス 事 業	260	0	78	182
5 港 湾 整 備 事 業	555	160	28	367
6 病 院 事 業・介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,010	746	1,389	1,875
7 市 場 事 業・と 畜 場 事 業	407	0	40	367
8 地 域 開 発 事 業	708	0	0	708
9 下 水 道 事 業	13,049	3,860	3,950	5,239
10 觀 光 そ の 他 事 業	111	0	9	102
計	28,116	7,642	8,604	11,870
合 計	90,201	24,969	14,969	50,263
三 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	7,312	1,872	22,214
四 退 職 手 当 債	800	0	0	800
五 補 正 予 算 債	14,547	7,069	74	7,404
六 減 収 補 填 債	13,012	4,000	6,000	3,012
総 計	149,958	43,350	22,915	83,693

令和2年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付計画額	貸付額	構成比
一般会計債			
公共事業等	34,898	37,908	2.4
公営住宅事業	12,430	15,118	1.0
学校教育施設等整備事業	10,802	13,364	0.9
社会福祉施設整備事業	9,675	8,293	0.5
一般廃棄物処理事業	14,058	9,971	0.6
一般補助施設整備等事業	0	1,458	0.1
一般事業	7,086	6,032	0.4
地域活性化事業	9,797	11,362	0.7
防災対策事業	14,727	11,218	0.7
地方道路等整備事業	24,311	26,455	1.7
合併特例事業	87,149	90,603	5.8
緊急防災・減災事業	126,112	134,511	8.6
公共施設等適正管理推進事業	66,552	87,525	5.6
緊急自然災害防止対策事業	75,036	60,939	3.9
過疎対策事業	40,942	21,283	1.4
計	533,573	536,038	34.4
臨時財政対策債	432,969	264,003	16.9
減収補填債	0	69,486	4.5
(一般会計債等分計)	966,542	869,528	55.8
公営企業債			
水道事業（上水道）	186,375	180,744	11.6
（簡易水道）	9,586	5,717	0.4
交通事業（一般交通）	2,774	1,352	0.1
（都市高速鉄道）	24,722	21,121	1.4
病院事業	104,129	114,181	7.3
下水道事業	340,015	334,463	21.5
工業用水道事業	8,164	7,247	0.5
電気事業	4,251	3,607	0.2
ガス事業	2,078	584	0.0
介護サービス事業	1,103	1,685	0.1
市場事業	7,247	16,114	1.0
と畜場事業	143	462	0.0
駐車場事業	189	105	0.0
小計	690,775	687,382	44.1
港湾整備事業	2,521	2,229	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	161	91	0.0
小計	2,683	2,319	0.1
計	693,458	689,701	44.2
合計	1,660,000	1,559,229	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和2年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	237,641	15.2
政令指定都市	77,842	5.0
市及び特別区	1,017,780	65.3
町村	173,253	11.1
企業団・組合等	52,713	3.4
計	1,559,229	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和2年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	460,394	1,793,783	518,901	250,525
公社貸付	214	5,962	214	329
計	460,608	1,799,746	519,115	250,854
長期貸付繰上償還				
一般貸付	256	14,596	241	2
公社貸付	5	112	5	0
計	261	14,709	246	2
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	460,869	1,814,454	519,361	250,856

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和2年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	512,534	2.2	水道事業	3,134,234	13.5
公営住宅事業	233,140	1.0	一般交通事業	12,582	0.1
全国防災事業	124,538	0.5	都市高速鉄道事業	750,040	3.2
学校教育施設等整備事業	84,961	0.4	病院事業	1,127,473	4.9
社会福祉施設整備事業	112,163	0.5	下水道事業	7,067,352	30.5
一般廃棄物処理事業	53,065	0.2	工業用水道事業	163,418	0.7
一般事業	83,739	0.4	電気事業	46,971	0.2
臨時河川等整備事業	20,267	0.1	ガス事業	25,815	0.1
臨時高等学校整備事業	10,014	0.0	港湾整備事業	38,375	0.2
臨時地方道整備事業	522,883	2.3	介護サービス事業	19,143	0.1
地域活性化事業	83,464	0.4	市場事業	97,603	0.4
防災対策事業	171,260	0.7	と畜場事業	7,718	0.0
地方道路等整備事業	495,914	2.1	観光施設事業	2,119	0.0
合併特例事業	1,091,903	4.7	駐車場事業	10,655	0.0
緊急防災・減災事業	814,650	3.6	産業廃棄物処理事業	124	0.0
公共施設最適化事業	20,552	0.1	一般貸付計	23,128,674	99.9
公共施設等適正管理推進事業	203,536	0.9	道路公社	15,715	0.1
緊急自然災害防止対策事業	60,925	0.3	公社貸付計	15,715	0.1
過疎対策事業	49,888	0.2	合計	23,144,389	100.0
一般補助施設整備等事業	5,177	0.0			
臨時財政対策債	5,800,992	25.1			
減収補填債	69,486	0.3			

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和2年度末の都道府県別貸付残高

(単位: 件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	292	457,292	5,461	662,053	8,606	209,245	295	25,509	—	—	14,654	1,354,099
青森	187	34,253	2,127	271,226	1,441	45,893	106	15,842	—	—	3,861	367,213
岩手	248	52,128	2,737	251,896	869	31,274	215	18,767	—	—	4,069	354,064
宮城	323	114,357	4,629	396,428	2,663	53,323	128	7,910	—	—	7,743	572,017
秋田	208	28,089	4,616	263,747	1,049	9,358	12	1,584	—	—	5,885	302,777
山形	217	76,769	2,835	167,019	1,940	35,518	174	9,554	—	—	5,166	288,861
福島	427	93,298	3,669	240,279	3,085	55,034	180	17,263	—	—	7,361	405,874
茨城	479	134,766	7,041	472,039	1,434	40,548	269	27,198	1	18	9,224	674,569
栃木	268	77,999	3,233	229,682	883	28,330	19	2,823	—	—	4,403	338,835
群馬	208	28,687	3,414	203,057	1,784	32,509	252	27,453	—	—	5,658	291,706
埼玉	245	278,187	6,739	698,811	1,878	58,630	325	18,660	1	4	9,188	1,054,292
千葉	383	139,134	5,362	721,265	938	27,032	589	45,287	3	625	7,275	933,344
東京	96	101,018	2,239	307,811	172	4,792	31	15,045	—	—	2,538	428,666
神奈川	202	204,911	3,340	811,348	1,300	49,589	57	35,479	—	—	4,899	1,101,327
新潟	263	54,064	7,992	418,860	970	17,180	244	16,906	—	—	9,469	507,009
富山	251	27,490	3,612	284,308	564	21,524	149	13,292	—	—	4,576	346,614
石川	137	28,987	2,849	176,649	1,292	45,136	36	2,999	—	—	4,314	253,772
福井	204	30,025	2,205	158,964	780	10,420	66	2,910	—	—	3,255	202,319
山梨	144	29,645	2,782	106,778	976	15,989	147	4,498	—	—	4,049	156,910
長野	269	37,387	4,192	251,737	3,186	55,323	186	12,599	2	15	7,835	357,062
岐阜	221	154,144	4,372	209,322	1,373	41,624	12	996	—	—	5,978	406,086
静岡	297	45,144	5,121	366,202	826	27,241	77	9,078	7	150	6,328	447,816
愛知	214	217,406	5,369	632,500	905	24,636	76	2,518	27	9,084	6,591	886,144
三重	402	146,491	4,065	315,400	1,103	28,842	31	4,580	—	—	5,601	495,313
滋賀	192	76,010	4,087	236,350	606	13,710	157	7,561	—	—	5,042	333,631
京都	192	44,592	3,713	470,613	1,163	30,415	32	6,558	3	101	5,103	552,280
大阪	86	179,453	6,075	1,262,762	966	37,998	440	71,619	—	—	7,567	1,551,833
兵庫	311	412,689	8,352	971,979	2,225	88,149	413	45,878	8	327	11,309	1,519,022
奈良	267	106,180	2,474	196,648	2,101	68,964	53	4,824	—	—	4,895	376,615
和歌山	113	48,894	1,812	225,865	1,625	59,697	98	7,706	—	—	3,648	342,162
鳥取	355	98,361	1,293	110,417	1,899	43,328	34	2,012	—	—	3,581	254,119
島根	288	93,918	2,706	195,188	319	7,848	78	4,260	—	—	3,391	301,214
岡山	214	79,845	4,604	318,577	1,274	25,878	99	11,515	—	—	6,191	435,816
広島	471	188,789	4,253	431,586	950	29,205	18	2,511	13	2,813	5,705	654,903
山口	414	54,878	4,205	263,603	621	11,120	106	5,357	—	—	5,346	334,958
徳島	191	40,233	1,516	124,344	880	29,253	3	146	—	—	2,590	193,975
香川	164	27,138	1,775	109,685	734	21,742	597	23,534	—	—	3,270	182,099
愛媛	81	29,259	2,289	196,228	710	25,968	19	771	—	—	3,099	252,226
高知	166	94,095	1,792	135,566	905	27,144	10	7,535	—	—	2,873	264,340
福岡	93	163,759	5,375	842,536	2,290	102,613	384	24,867	17	2,576	8,159	1,136,351
佐賀	68	35,537	1,606	153,672	657	28,969	159	10,224	—	—	2,490	228,403
長崎	138	55,696	2,763	260,924	739	18,525	15	2,692	—	—	3,655	337,836
熊本	150	78,236	2,724	192,868	1,781	54,305	66	21,597	1	3	4,722	347,010
大分	80	29,530	2,305	135,597	204	7,135	—	—	—	—	2,589	172,262
宮崎	140	67,848	2,038	147,363	737	20,176	16	674	—	—	2,931	236,060
鹿児島	175	132,000	2,332	163,897	901	27,693	17	1,546	—	—	3,425	325,136
沖縄	223	94,547	1,630	162,844	911	25,999	49	2,061	—	—	2,813	285,451
合計	10,757	4,823,160	171,720	15,926,491	65,215	1,774,822	6,539	604,202	83	15,715	254,314	23,144,389

(注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(294件、59,227百万円)を含みます。

2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

② 地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野で地方支援業務を実施しました。

(調査研究)

令和元年度に引き続き、大規模災害の発生が地方公共団体の中長期の財政運営に与える影響等について調査研究を行い、報告書を取りまとめたほか、総務省との共同研究として、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会を実施し、報告書を取りまとめました。また、地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等に関する調査研究のほか、指定金融機関との取引等に関する実態調査を実施しました。

さらに、令和3年度から令和7年度にかけて国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施することとし、令和2年度は7月に「公共政策プログラム「地域政策コース」への新たな科目設置等に関する合意書」を締結した上で、3月に運営委員会を立ち上げ、調査研究会の構成や教育事業のカリキュラム等を決定したほか、プロジェクト運営に係る基本計画や予算等必要な諸規程等の整備を行います。

諸外国の地方行財政制度の最新の動向等に関して専門機関が行う調査研究について、連携・支援を行いました。

地方公共団体に対するヒアリング等を通じ、地方公共団体の財政運営上のニーズや課題の把握を行いました。

(人材育成・実務支援)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言等に対応して、実地による地方支援業務は中止せざるを得ないものもありましたが、代替措置としてオンライン形式の活用等によりきめ細かな支援が実施できるよう柔軟に対応しました。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたJFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナーについては、JFM地方財政セミナーの東京会場1箇所を除いて集合形式での開催を見送り、オンライン形式により実施しました。また、市区町村長等を対象に、「地域の未来のために～SDGsはどう取り組むか～」をテーマとしたセミナーについて、地方行財政調査会・時事通信社と共にオンライン形式により実施しました。

資金調達・運用に必要となる入門的な金融知識の習得を目的とする資金調達入門・資金運用入門研修については、オンライン形式により実施しました。

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とし、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により宿泊型で開催予定だった研修については中止とし、代わりに資金調達入門・資金運用入門研修の動画を案内しました。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座については、オンライン形式を中心に21箇所で実施しました。

また、地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣するとともに、都道府県の要請に応じてオンライン形式での開催にも対応しました。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、29団体で延べ62回（うちオンライン形式での対応23回）、地方公会計制度に係る活用・運用の支援については12団体で延べ15回（うちオンライン形式での対応7回）実施しました。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、オンライン形式での対応含め40件実施しました。

(情報発信)

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「Octagon」について、Webベース化、経年・他団体比較等の分析内容の高機能化及び操作方法の簡略化により大幅にリニューアルし、「New Octagon」としてリースしました。また、先進事例検索システムについては、新たな事例区分「地方税・地方譲与税」の項目を追加し、総務省等において公表された事例を205件追加するなど充実を図りました。

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供しました。

③ 資金調達業務

令和2年度の資金調達総額は2兆5,598億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,850億円、同20年債1,900億円、同5年債300億円、同30年債450億円、スポット債として40年債100億円、FLIP債^(※1)5,985億円、MTNプログラム^(※2)6,012億円（額面ベースでは6,029億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,675億円、20年債2,815億円です。

その他、長期借入による調達を910億円行いました。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債を4年債で600億円発行しました。

この結果、令和2年度末における機構債券の発行残高は、20兆4,151億円、借入金の借入残高は長期借入金2,940億円となりました。

なお、令和2年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

※1 FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

令和2年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第131回	10年	300	0.155	100	R 2. 4.20	R12. 4.26
第132回	10年	300	0.135	100	R 2. 5.26	R12. 5.28
第133回	10年	300	0.155	100	R 2. 6.26	R12. 6.28
第134回	10年	300	0.150	100	R 2. 7.20	R12. 7.26
第135回	10年	350	0.160	100	R 2. 8.21	R12. 8.28
第136回	10年	350	0.145	100	R 2. 9.17	R12. 9.27
第137回	10年	300	0.145	100	R 2. 10.19	R12. 10.28
第138回	10年	350	0.145	100	R 2. 11.20	R12. 11.28
第139回	10年	300	0.125	100	R 2. 12.17	R12. 12.27
第140回	10年	300	0.125	100	R 3. 1.22	R13. 1.28
第141回	10年	350	0.150	100	R 3. 2.19	R13. 2.28
第142回	10年	350	0.224	100	R 3. 3.18	R13. 3.28
第 82回	20年	200	0.369	100	R 2. 4.20	R22. 4.27
第 83回	20年	250	0.440	100	R 2. 6.26	R22. 6.28
第 84回	20年	250	0.450	100	R 2. 7.20	R22. 7.27
第 85回	20年	250	0.459	100	R 2. 9.17	R22. 9.28
第 86回	20年	250	0.454	100	R 2. 10.19	R22. 10.26
第 87回	20年	250	0.430	100	R 2. 12.17	R22. 12.28
第 88回	20年	200	0.454	100	R 3. 1.22	R23. 1.28
第 89回	20年	250	0.554	100	R 3. 3.18	R23. 3.28
第 27回	5年	100	0.020	100	R 2. 5.26	R 7. 5.28
第 28回	5年	200	0.020	100	R 2. 11.20	R 7. 11.28
第 10回	30年	200	0.517	100	R 2. 4.20	R32. 4.28
第 11回	30年	100	0.633	100	R 2. 8.19	R32. 8.26
第 12回	30年	150	0.716	100	R 2. 11.20	R32. 11.28
第 3回	40年	100	0.754	100	R 2. 9.24	R42. 9.28
F514回	11年	60	0.180	100	R 2. 4.24	R13. 4.28
F515回	12年	30	0.233	100	R 2. 4.24	R14. 3.24
F516回	13年	30	0.248	100	R 2. 4.24	R14. 11.26
F517回	24年	60	0.457	100	R 2. 4.24	R26. 4.28
F518回	35年	60	0.577	100	R 2. 4.24	R37. 3.26
F519回	40年	30	0.630	100	R 2. 4.24	R42. 4.23
F520回	9年	200	0.128	100	R 2. 4.28	R11. 4.27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F521回	15年	60	0.335	100	R 2. 4.28	R17. 4.27
F522回	25年	50	0.487	100	R 2. 4.28	R27. 4.28
F523回	28年	40	0.536	100	R 2. 4.28	R30. 4.28
F524回	29年	30	0.526	100	R 2. 4.28	R31. 4.28
F525回	40年	30	0.626	100	R 2. 4.28	R42. 4.28
F526回	15年	30	0.340	100	R 2. 4.30	R17. 9.28
F527回	21年	30	0.401	100	R 2. 4.30	R23. 3.29
F528回	27年	50	0.517	100	R 2. 4.30	R29. 4.30
F529回	40年	30	0.631	100	R 2. 4.30	R42. 4.28
F530回	40年	30	0.629	100	R 2. 4.30	R42. 4.30
F531回	2年	30	0.005	100	R 2. 5. 7	R 4. 5.27
F532回	6年	60	0.020	100	R 2. 5.28	R 7.12.26
F533回	6年	40	0.020	100	R 2. 5.28	R 8. 5.28
F534回	7年	40	0.020	100	R 2. 5.28	R 9. 5.28
F535回	13年	30	0.222	100	R 2. 5.28	R14. 12.28
F536回	15年	30	0.292	100	R 2. 5.28	R17. 5.28
F537回	18年	30	0.369	100	R 2. 5.28	R20. 9.28
F538回	6年	60	0.020	100	R 2. 5.29	R 7.12.25
F539回	6年	200	0.020	100	R 2. 5.29	R 7.12.26
F540回	9年	60	0.086	100	R 2. 5.29	R11. 5.29
F541回	12年	30	0.196	100	R 2. 5.29	R14. 3.22
F542回	15年	30	0.291	100	R 2. 5.29	R17. 5.29
F543回	31年	30	0.503	100	R 2. 5.29	R33. 5.29
F544回	4年	200	0.010	100	R 2. 6.30	R 6. 6.27
F545回	4年	200	0.010	100	R 2. 6.30	R 6. 6.28
F546回	5年	60	0.025	100	R 2. 6.30	R 7. 8.29
F547回	6年	120	0.020	100	R 2. 6.30	R 8. 1.30
F548回	8年	100	0.050	100	R 2. 6.30	R10. 6.30
F549回	12年	200	0.205	100	R 2. 6.30	R14. 3.30
F550回	13年	30	0.247	100	R 2. 6.30	R15. 6.30
F551回	15年	100	0.331	100	R 2. 6.30	R17. 6.29
F552回	15年	80	0.332	100	R 2. 7. 1	R17. 6.27
F553回	15年	50	0.331	100	R 2. 7. 1	R17. 6.28
F554回	6年	120	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 2.26
F555回	6年	30	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 2.27
F556回	6年	50	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 4.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F557回	6年	50	0.020	100	R 2. 7.28	R 8. 6.26
F558回	9年	60	0.083	100	R 2. 7.28	R11. 7.27
F559回	15年	60	0.320	100	R 2. 7.28	R17. 7.25
F560回	3年	30	0.001	100	R 2. 7.30	R 5. 7.31
F561回	9年	200	0.101	100	R 2. 7.30	R11. 7.30
F562回	15年	30	0.334	100	R 2. 7.30	R17. 7.26
F563回	15年	40	0.336	100	R 2. 7.30	R17. 7.27
F564回	17年	60	0.386	100	R 2. 7.30	R19. 3.27
F565回	3年	150	0.001	100	R 2. 7.31	R 5. 2.28
F566回	6年	90	0.020	100	R 2. 7.31	R 8. 5.29
F567回	14年	35	0.297	100	R 2. 7.31	R17. 1.31
F568回	15年	30	0.326	100	R 2. 7.31	R17. 7.30
F569回	15年	100	0.327	100	R 2. 7.31	R17. 7.31
F570回	5年	60	0.024	100	R 2. 9.25	R 7.11.25
F571回	8年	60	0.038	100	R 2. 9.25	R10. 9.28
F572回	8年	100	0.059	100	R 2. 9.25	R11. 3.26
F573回	8年	100	0.059	100	R 2. 9.25	R11. 3.27
F574回	11年	30	0.180	100	R 2. 9.25	R13.12.25
F575回	18年	40	0.410	100	R 2. 9.25	R20. 9.28
F576回	21年	60	0.457	100	R 2. 9.25	R24. 3.25
F577回	6年	30	0.020	100	R 2.10.23	R 8.10.23
F578回	8年	200	0.061	100	R 2.10.23	R10.10.23
F579回	9年	30	0.100	100	R 2.10.23	R12. 3.22
F580回	11年	70	0.182	100	R 2.10.23	R14. 3.26
F581回	15年	30	0.314	100	R 2.10.23	R17.10.23
F582回	18年	60	0.421	100	R 2.10.23	R21. 4.22
F583回	6年	30	0.020	100	R 2.10.27	R 8.10.27
F584回	9年	30	0.099	100	R 2.10.27	R12. 4.19
F585回	12年	30	0.214	100	R 2.10.27	R15. 3.28
F586回	13年	30	0.231	100	R 2.10.27	R15.10.28
F587回	15年	30	0.301	100	R 2.10.27	R17.10.26
F588回	6年	40	0.020	100	R 2.10.28	R 8.10.28
F589回	9年	50	0.074	100	R 2.10.30	R11.10.30
F590回	9年	30	0.106	100	R 2.10.28	R12. 4.26
F591回	15年	60	0.315	100	R 2.10.28	R17.10.26
F592回	18年	35	0.406	100	R 2.10.28	R21. 3.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F593回	5年	60	0.024	100	R 2. 11. 27	R 8. 1. 27
F594回	9年	50	0.065	100	R 2. 11. 30	R11. 11. 30
F595回	12年	30	0.180	100	R 2. 11. 27	R14. 11. 26
F596回	14年	60	0.262	100	R 2. 11. 27	R16. 11. 27
F597回	9年	100	0.083	100	R 2. 12. 23	R12. 6. 21
F598回	13年	60	0.209	100	R 2. 12. 23	R15. 12. 23
F599回	22年	30	0.462	100	R 2. 12. 23	R24. 12. 23
F600回	23年	30	0.483	100	R 2. 12. 23	R25. 12. 23
F601回	24年	30	0.506	100	R 2. 12. 23	R26. 12. 23
F602回	9年	200	0.096	100	R 3. 1. 28	R12. 1. 28
F603回	15年	50	0.314	100	R 3. 1. 29	R18. 1. 29
F604回	5年	70	0.015	100	R 3. 2. 26	R 8. 4. 24
F605回	8年	100	0.094	100	R 3. 2. 26	R11. 2. 26
F606回	15年	50	0.370	100	R 3. 2. 26	R18. 2. 26
F607回	6年	35	0.010	100	R 3. 3. 24	R 8. 10. 28

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円)※				
第 73回	5年	米ドル	1,604	1.000	99.888	R 2. 5. 21	R 7. 5. 21
第 74回	10年	豪ドル	151	1.866	100	R 2. 6. 11	R12. 6. 11
第 75回	10年	豪ドル	88	1.831	100	R 2. 6. 12	R12. 6. 12
第 76回	10年	米ドル	64	1.290	100	R 2. 7. 22	R12. 7. 22
第 77回	5年	米ドル	1,581	0.625	99.432	R 2. 9. 2	R 7. 9. 2
第 78回	15年	豪ドル	30	1.878	100	R 2. 10. 15	R17. 10. 15
第 79回	5年	豪ドル	32	0.400	99.990	R 2. 10. 28	R 7. 10. 28
第 80回	10年	豪ドル	52	1.436	100	R 2. 10. 28	R12. 10. 28
第 81回	15年	豪ドル	191	2.004	100	R 2. 11. 27	R17. 11. 27
第 82回	10年	豪ドル	151	1.490	100	R 2. 11. 27	R12. 11. 27
第 83回	10年	豪ドル	23	1.453	100	R 2. 11. 27	R12. 11. 27
第 84回	10年	豪ドル	77	1.485	100	R 2. 12. 9	R12. 12. 9
第 85回	5年	豪ドル	31	0.470	99.990	R 2. 12. 17	R 7. 12. 17
第 86回	7年	ユーロ	636	0.010	101.070	R 3. 2. 2	R10. 2. 2
第 87回	10年	米ドル	1,301	1.375	99.064	R 3. 2. 10	R13. 2. 10

※ 円換算後の発行額（発行価額ベース）は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第123回	10年	200	0.185	100	R 2. 4. 20	R12. 4. 19
A号第124回	10年	100	0.165	100	R 2. 5. 26	R12. 5. 24
A号第125回	10年	100	0.185	100	R 2. 6. 26	R12. 6. 26
A号第126回	10年	100	0.180	100	R 2. 7. 20	R12. 7. 19
A号第127回	10年	200	0.190	100	R 2. 8. 21	R12. 8. 21
A号第128回	10年	100	0.175	100	R 2. 9. 17	R12. 9. 17
A号第129回	10年	100	0.175	100	R 2. 10. 19	R12. 10. 18
A号第130回	10年	100	0.175	100	R 2. 11. 20	R12. 11. 20
A号第131回	10年	200	0.155	100	R 2. 12. 17	R12. 12. 17
A号第132回	10年	100	0.155	100	R 3. 1. 22	R13. 1. 22
A号第133回	10年	100	0.180	100	R 3. 2. 19	R13. 2. 19
A号第134回	10年	100	0.254	100	R 3. 3. 24	R13. 3. 24
B号第 54回	10年	65	0.185	100	R 2. 4. 20	R12. 4. 19
B号第 55回	10年	60	0.165	100	R 2. 5. 26	R12. 5. 24
B号第 56回	10年	85	0.185	100	R 2. 6. 26	R12. 6. 26
B号第 57回	10年	170	0.180	100	R 2. 7. 20	R12. 7. 19
B号第 58回	10年	100	0.190	100	R 2. 8. 21	R12. 8. 21
B号第 59回	10年	70	0.175	100	R 2. 9. 17	R12. 9. 17
B号第 60回	10年	65	0.175	100	R 2. 10. 19	R12. 10. 18
B号第 61回	10年	85	0.175	100	R 2. 11. 20	R12. 11. 20
B号第 62回	10年	95	0.155	100	R 2. 12. 17	R12. 12. 17
B号第 63回	10年	170	0.155	100	R 3. 1. 22	R13. 1. 22
B号第 64回	10年	120	0.180	100	R 3. 2. 19	R13. 2. 19
B号第 65回	10年	90	0.254	100	R 3. 3. 24	R13. 3. 24
C号第 54回	20年	75	0.389	100	R 2. 4. 20	R22. 4. 20
C号第 55回	20年	70	0.397	100	R 2. 5. 26	R22. 5. 25
C号第 56回	20年	95	0.460	100	R 2. 6. 26	R22. 6. 26
C号第 57回	20年	175	0.470	100	R 2. 7. 20	R22. 7. 20
C号第 58回	20年	120	0.460	100	R 2. 8. 21	R22. 8. 21
C号第 59回	20年	80	0.479	100	R 2. 9. 17	R22. 9. 14
C号第 60回	20年	75	0.474	100	R 2. 10. 19	R22. 10. 19
C号第 61回	20年	95	0.469	100	R 2. 11. 20	R22. 11. 20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
C号第 62回	20年	100	0.450	100	R 2. 12. 17	R22. 12. 17
C号第 63回	20年	200	0.474	100	R 3. 1. 22	R23. 1. 22
C号第 64回	20年	130	0.516	100	R 3. 2. 19	R23. 2. 19
C号第 65回	20年	100	0.574	100	R 3. 3. 24	R23. 3. 22
D号第 49回	20年	200	0.389	100	R 2. 4. 20	R22. 4. 20
D号第 50回	20年	100	0.397	100	R 2. 5. 26	R22. 5. 25
D号第 51回	20年	100	0.460	100	R 2. 6. 26	R22. 6. 26
D号第 52回	20年	100	0.470	100	R 2. 7. 20	R22. 7. 20
D号第 53回	20年	200	0.460	100	R 2. 8. 21	R22. 8. 21
D号第 54回	20年	100	0.479	100	R 2. 9. 17	R22. 9. 14
D号第 55回	20年	100	0.474	100	R 2. 10. 19	R22. 10. 19
D号第 56回	20年	100	0.469	100	R 2. 11. 20	R22. 11. 20
D号第 57回	20年	200	0.450	100	R 2. 12. 17	R22. 12. 17
D号第 58回	20年	100	0.474	100	R 3. 1. 22	R23. 1. 22
D号第 59回	20年	100	0.516	100	R 3. 2. 19	R23. 2. 19
D号第 60回	20年	100	0.574	100	R 3. 3. 24	R23. 3. 22

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
第11回	4年	600	0.001	100.16	R 2. 8. 28	R 6. 8. 28

※ 政府保証国内債の発行額は額面ベースで記載しております。

償還方法：満期一括償還

令和 2 年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1 年以内に返済予定の長期借入金	—	10	0.080	R3. 9. 27
長期借入金 (1 年以内に返済予定のものを除く。)	2,030	2,930	0.259	R5. 5. 29～ R22. 3. 16

償還方法：満期一括返済

④ 公営競技納付金の概況

令和 2 年度における公営競技納付金（令和元年度開催分に基づく納付金）は、90 億 41 百万円でした。
なお、納付団体数は 60 団体で、公営競技の開催権を有する団体（令和元年度：191 団体）の 31.4% でした。
最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
公営競技納付金(百万円)	3,557	4,011	4,949	6,996	9,041
地方公共団体健全化基金(百万円)	920,287	920,287	920,287	920,287	920,287
公営競技開催権を有する団体数	195	191	191	191	191
納付団体数	51	49	52	59	60

(2) 当事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,599億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益2,507億円です。また、経常費用は1,416億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,345億円です。

この結果、経常利益は1,182億円となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額600億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額44億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額953億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金600億円を計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は273億円となりました。

(当事業年度の資産等の状況)

資産の部は、貸付金等の24兆8,576億円、負債の部は、債券等の24兆5,169億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,406億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは8,276億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは2,277億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは509億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は1兆1,064億円となりました。

(自己査定・財務審査結果)

機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。
当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

令和2年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0			延滞債権 0
破綻懸念先 0		危険債権 0	
----- 要注意先 ----- 0		要管理債権 0	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
正常先 15,722 (0.07%)			
非区分 (地方公共団体) 23,135,461 (99.93%)	非分類 23,151,184 (100.00%)	正常債権 23,151,184 (100.00%)	
総計 23,151,184	総計 23,151,184	総計 23,151,184	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金です。（金額は令和2年度末）
 2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
 3. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

財政健全化法の健全化判断比率（令和元年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

(単位：百万円)

財政健全化法による分類	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	6,431	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
健全団体	1,777	82.00%	22,518,040	97.36%
都道府県及び市区町村 計 (A)	1,778	82.05%	22,524,472	97.39%
一部事務組合等 (B)	389	17.95%	604,202	2.61%
合計 (A+B)	2,167	100.00%	23,128,674	100.00%

(注) 1. 貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社への貸付残高は含みません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。
3. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、情報システム関連投資等を中心に合計 14 百万円（ほかソフトウェア 205 百万円）の投資を行いました。なお、当事業年度において、主要な設備の除却等はありません。

機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	205
事務所	東京都千代田区	器具備品	14

(注) 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(m ²)		帳簿価額(百万円)				
機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3,726	1,659	649	342	—	2,650	85

(注) 1. 上表の設備に関する建物の年間賃借料は 246 百万円です。

2. 上表における動産は、器具・備品 325 百万円、その他 16 百万円です。

3. 上表にはソフトウェア 930 百万円は含みません。

4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当事業年度末現在において建物付属設備 26 百万円の改修を予定しております。また、ソフトウェア 721 百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1 【出資金等の状況】

機構の資本金は、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

① 機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高の意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、令和3年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

(地方公共団体の代表者)

井戸 敏三（兵庫県知事）（議長）

松浦 正敬（島根県松江市長）

荒木 泰臣（熊本県嘉島町長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法学部長・教授）

神野 直彦（日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授）

角廣 勲（株式会社広島銀行特別顧問）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うこととともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、令和3年3月31日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

三谷 隆博（短資協会会长）（委員長）

鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）

勢一 智子（西南学院大学教授）

米田 保晴（信州大学名誉教授）

玉沖 仁美（株式会社紡代表取締役）

上嶋 正則（株式会社時事通信社取締役）

(会計監査人)

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられております。

(役員)

機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

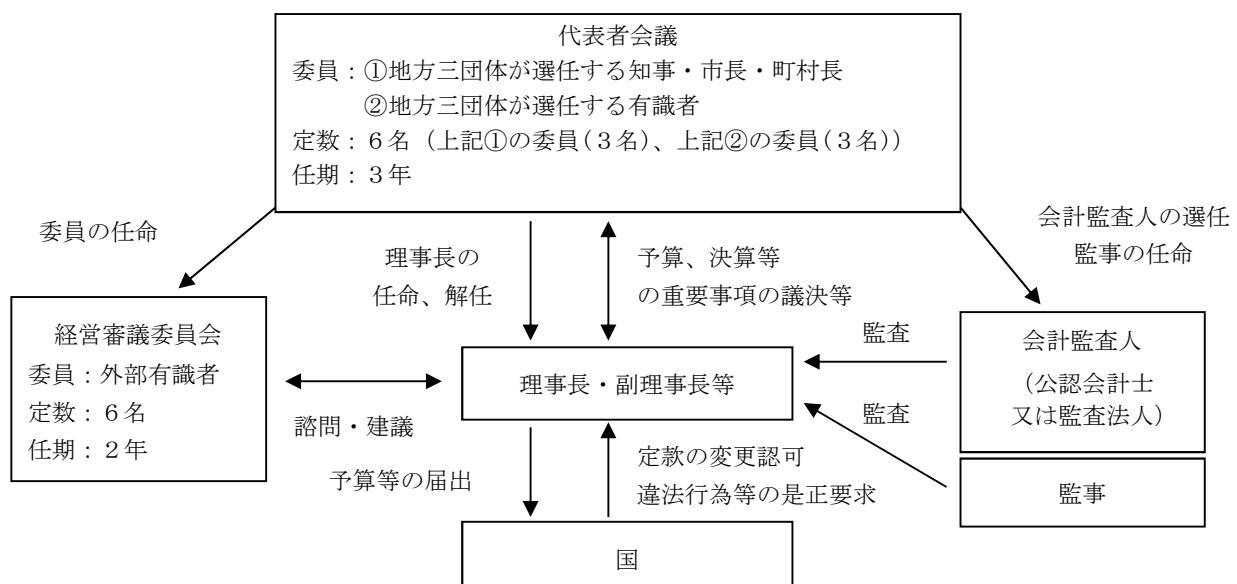
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第5条第2項の規定により総務大臣の認可を受けなければならることとされています。

ただし、機構法附則第9条第1項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



四、財務報告に係る内部統制の状況

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）に基づく内部統制報告制度を実施しております。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しております。

なお、令和2年度分の内部統制報告書においては、機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（財会省令第32条第2項第1号の無限定適正意見）を得ております。

ハ. コンプライアンス

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・ 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・ 役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、具体的な取り組みを行っております。

② リスク管理体制の整備の状況

(統合的リスク管理とリスク管理体制)

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

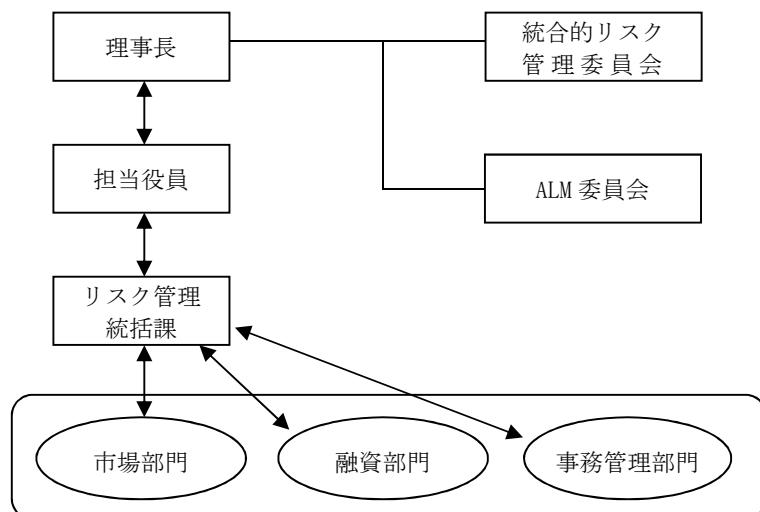
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特徴があります。

このため、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



(2) 【役員の状況】

男性 7 名、女性 1 名 (役員のうち女性の比率 - %)

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

役名・職名	氏名	生年月日	経歴	任期
理事長	佐藤 文俊	昭和 31 年 10 月 6 日生	昭和 54 年 4 月 自治省入省 平成 24 年 9 月 総務省自治財政局長 平成 27 年 7 月 総務審議官（自治行政担当） 平成 28 年 6 月 総務事務次官 平成 29 年 10 月 株式会社野村総合研究所顧問 令和 2 年 8 月 地方公共団体金融機関理事長（現職）	(注 1)
副理事長	遠藤 寛	昭和 29 年 5 月 20 日生	昭和 52 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 平成 19 年 12 月 みずほ証券株式会社常務執行役員兼みずほインター ナショナル会長 平成 21 年 4 月 みずほ証券株式会社取締役副社長 平成 23 年 4 月 (公財) 日本国際問題研究所専務理事兼事務局長 平成 25 年 3 月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長 平成 27 年 10 月 地方公共団体金融機関副理事長（現職）	(注 2)
理事	吉川 浩民	昭和 39 年 8 月 15 日生	昭和 63 年 4 月 自治省入省 平成 24 年 10 月 群馬県副知事 平成 28 年 6 月 総務省自治財政局地方債課長 平成 29 年 7 月 総務省自治行政局行政課長 平成 30 年 7 月 総務省大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当） 令和元年 7 月 地方公共団体金融機関理事（現職）	(注 3)
理事	塚田 祐次	昭和 30 年 6 月 15 日生	昭和 53 年 4 月 東京都入都 平成 10 年 7 月 東京都主税局税制部税制課長 平成 17 年 4 月 東京都産業労働局金融部長 平成 26 年 7 月 東京都主税局長 平成 27 年 7 月 東京都職員信用組合理事長 平成 30 年 10 月 地方公共団体金融機関理事（現職）	(注 3)
理事	岡本 登	昭和 40 年 5 月 8 日生	平成元年 4 月 大蔵省入省 平成 26 年 7 月 内閣府沖縄振興局総務課長 平成 28 年 6 月 東京税關総務部長 平成 29 年 7 月 預金保険機構検査部長 平成 30 年 6 月 東日本高速道路株式会社監査役 令和 2 年 7 月 地方公共団体金融機関理事（現職）	(注 3)
監事	磯野 正義	昭和 42 年 10 月 20 日生	平成 2 年 4 月 運輸省入省 平成 25 年 7 月 国土交通省大臣官房付 併任 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 平成 27 年 7 月 国土交通省海事局外航課長 平成 29 年 7 月 国土交通省国際統括官付国際交通特別交渉官 令和元年 7 月 国土交通省大臣官房審議官（総合政策局、海事局、港湾局、危機管理担当） 令和 2 年 10 月 地方公共団体金融機関監事（現職）	(注 3)
監事 (非常勤)	大森 正明	昭和 30 年 12 月 1 日生	昭和 54 年 4 月 神戸市入庁 平成 19 年 4 月 神戸市建設局総務部長 平成 21 年 4 月 公立大学法人神戸市外国語大学理事 平成 24 年 4 月 神戸市環境局長 平成 28 年 4 月 (公財) 神戸市スポーツ教育協会会长代行兼副会長 平成 30 年 8 月 地方公共団体金融機関監事（非常勤）（現職）	(注 4)

(注 1) 任期は 3 年、令和 2 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までです。

(注 2) 任期は 3 年、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までです。

(注 3) 任期は 2 年、令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までです。

(注 4) 任期は 2 年、令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までです。

(3) 【監査の状況】

① 監事監査の状況

監事は、機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

② 内部監査の状況

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

ロ. 繙続監査期間

13年

ハ. 業務を執行した公認会計士

菅 田 裕 之 氏 (継続監査年数4年)

細 野 和 也 氏 (同2年)

伊 澤 賢 司 氏 (同3年)

二. 監査業務に係る補助者の構成

機構の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者7名、その他16名です。

ホ. 監査法人の選定方針とその理由

会計監査人が、機構法第37条第4項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合するときは、代表者会議において会計監査人の解任を検討します。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
機構	22	10	22	15

(注) 1. 機構における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等です。

2. 消費税及び地方消費税を除きます。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

- イ. 当事業年度における機構の役員に対する報酬額は、111 百万円です。
ロ. 当事業年度末現在の役員の給与及び退職手当の支給基準は、以下のとおりです。

(給与)

給与の種類	支給基準等			
俸給	月額により支給			
役職	役職	俸給月額	役職	俸給月額
	理事長	1,175 千円	監事	761 千円
	副理事長	1,035 千円	非常勤役員(注)	197 千円
	理事	818 千円		
地域手当	俸給月額 × 0.20			
通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給			
期末手当及び勤勉手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4 及び第 19 条の 7 の規定に準じて支給			

(注) 非常勤役員については俸給のみの支給です。

(退職手当)

退職日における俸給月額 × 0.20 × 在職期間（月数）

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

機構の財務諸表は、財会省令に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

科目	注記番号	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)		当事業年度末 (令和3年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,399,615	96.11	23,144,389	93.11
有価証券		365,500	1.50	593,000	2.39
現金預け金		557,437	2.29	1,106,432	4.45
金融商品等差入担保金		12,391	0.05	3,282	0.01
その他資産		7,881	0.03	6,914	0.03
有形固定資産	1	2,777	0.01	2,654	0.01
無形固定資産		1,097	0.00	933	0.00
資産の部合計	3	24,346,700	100.00	24,857,606	100.00
(負債の部)					
債券		20,013,462	82.20	20,410,767	82.11
借入金		203,000	0.83	294,000	1.18
金融商品等受入担保金		58,073	0.24	33,480	0.13
その他負債		5,040	0.02	4,670	0.02
賞与引当金		58	0.00	59	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	10	0.00
退職給付引当金		62	0.00	52	0.00
役員退職慰労引当金		32	0.00	21	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.78	920,287	3.70
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.78	920,287	3.70
特別法上の準備金等	4	2,822,777	11.59	2,853,636	11.48
金利変動準備金		2,200,000	9.04	2,200,000	8.85
公庫債権金利変動準備金		605,607	2.49	640,921	2.58
利差補てん積立金		17,169	0.07	12,714	0.05
負債の部合計		24,022,803	98.67	24,516,985	98.63
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		238,383	0.98	265,772	1.07
一般勘定積立金		238,383	0.98	265,772	1.07
評価・換算差額等		11,101	0.05	437	0.00
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.23
純資産の部合計		323,896	1.33	340,621	1.37
負債及び純資産の部合計		24,346,700	100.00	24,857,606	100.00

②【損益計算書】

科目	注 記 番 号	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		289,727	100.00	259,923	100.00
資金運用収益		282,623		250,780	
役務取引等収益		87		83	
その他業務収益		8		7	
その他経常収益		7,008		9,052	
地方公共団体健全化基金受入額		6,996		9,041	
その他の経常収益		12		11	
経常費用		160,663	55.45	141,675	54.51
資金調達費用		154,271		134,580	
役務取引等費用		299		292	
その他業務費用		2,926		3,713	
営業経費		3,166		3,088	
その他経常費用		-		0	
経常利益		129,063	44.55	118,247	45.49
特別利益		105,259	36.33	64,454	24.80
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	100,000		60,000	
利差補てん積立金取崩額		5,259		4,454	
特別損失		208,555	71.98	155,314	59.75
固定資産処分損		23		-	
公庫債権金利変動準備金繰入額		108,531		95,314	
国庫納付金	2	100,000		60,000	
当期純利益	1	25,767	8.89	27,388	10.54

③【純資産変動計算書】

I 前事業年度

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計			
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計						
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計							
当期首残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191			
当期変動額										
当期純利益	-	25,767	25,767	25,767	-	-	25,767			
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	2,937	-	2,937			
当期変動額合計	-	25,767	25,767	25,767	2,937	-	28,704			
当期末残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896			

II 当事業年度

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計		
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計					
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計						
当期首残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896		
当期変動額									
当期純利益	-	27,388	27,388	27,388	-	-	27,388		
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△10,663	-	△10,663		
当期変動額合計	-	27,388	27,388	27,388	△10,663	-	16,725		
当期末残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621		

④【キャッシュ・フロー計算書】

科目	注 記 番 号	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		25,767	27,388
減価償却費		606	512
資金運用収益		△ 282,623	△ 250,780
資金調達費用		154,271	134,580
賞与引当金の増減額(△は減少)		0	0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		0	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		9	△ 9
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		7	△ 10
地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)		△ 6,996	△ 9,041
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		108,531	95,314
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 5,259	△ 4,454
貸付金の純増(△)減		103,477	255,225
債券の純増減(△)		△ 380,219	396,027
借入金の純増減(△)		75,000	91,000
資金運用による収入		283,600	251,747
資金調達による支出		△ 153,475	△ 133,682
その他		43,807	△ 26,153
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 33,493	827,664
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		934,200	1,858,500
有価証券の取得による支出		△ 1,119,700	△ 2,086,000
有形固定資産の取得による支出		△ 411	△ 6
無形固定資産の取得による支出		△ 634	△ 203
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 186,546	△ 227,710
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 100,000	△ 60,000
公営競技納付金による収入		6,996	9,041
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 93,003	△ 50,958
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 313,043	548,994
VI 現金及び現金同等物の期首残高		870,480	557,437
VII 現金及び現金同等物の期末残高		557,437	1,106,432

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 23年～47年 その他 2年～19年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

機構法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剩余があるときは、当該剩余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第38条第1項、第3項、同法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、財会省令第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機関の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、機構法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

機構法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和3年度から令和6年度までの4年間で総額5,700億円を国に納付することとなりました。令和3年度においては、「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年総務省・財務省令第1号）による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、同準備金2,400億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

(重要な会計上の見積り関係)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「(貸借対照表関係) 2. 貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
- ・「(金融商品関係) 1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること

上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(表示方法の変更関係)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に【重要な会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
677 百万円	818 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、「法人税法施行令」(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機関債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
地方公共団体金融機関債券等の額	20,013,462 百万円	20,410,767 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

機構法第38条第1項、第3項、同法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(損益計算書関係)

1. 当期純利益の勘定別内訳

項目	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
一般勘定	25,767 百万円	27,388 百万円
管理勘定	一千万円	一千万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
省令	「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成31年総務省・財務省令第4号）	「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）
金額	1,000 億円	600 億円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことと、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことと、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
 - ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
 - ・一方で、公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- なお、機構法附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。
- ・地方交付税の総額確保のため、令和 3 年度及び令和 4 年度の 2 年間で総額 4,000 億円
 - ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円
 - ・上下水道コンセッションに係る補償金免除線上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和 2 年 3 月 31 日現在)	当事業年度末 (令和 3 年 3 月 31 日現在)
金利が 10 ベーシス・ポイント高い場合	36,671 百万円減少	26,577 百万円減少
金利が 10 ベーシス・ポイント低い場合	37,215 百万円増加	26,936 百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
金利が10ベーシス・ポイント高い場合	8,642百万円減少	7,601百万円減少
金利が10ベーシス・ポイント低い場合	8,742百万円増加	7,683百万円増加

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,399,615	24,901,200	1,501,584
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	365,500	365,500	-
(3) 現金預け金	557,437	557,437	-
(4) 金融商品等差入担保金	12,391	12,391	-
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
(1) 債券	20,013,462	20,690,092	676,629
(2) 借入金	203,000	204,988	1,988
(3) 金融商品等受入担保金	58,073	58,073	-
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引（＊） ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

当事業年度末（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,144,389	24,261,858	1,117,468
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	593,000	593,000	-
(3) 現金預け金	1,106,432	1,106,432	-
(4) 金融商品等差入担保金	3,282	3,282	-
資産計	24,847,103	25,964,572	1,117,468
(1) 債券	20,410,767	20,921,734	510,966
(2) 借入金	294,000	295,557	1,557
(3) 金融商品等受入担保金	33,480	33,480	-
負債計	20,738,247	21,250,771	512,524
デリバティブ取引（＊） ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、決算日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
			うち1年超	-		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	※2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	※2	
合計			1,632,376	1,355,110		

当事業年度末（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
			うち1年超	-		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,938,045	1,619,503	※2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	4,000	-	※2	
合計			1,962,045	1,639,503		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、
その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と
一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度末（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759
有価証券 満期保有目的のもの	365,500	-	-	-	-
預け金	557,437	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

当事業年度末（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,827,111	1,807,446	1,738,903	1,639,048	1,550,567
有価証券 満期保有目的のもの	593,000	-	-	-	-
預け金	1,106,432	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,474,349	6,434,507	1,618,862	53,593
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度末（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159
借入金	–	1,000	–	86,200	83,400

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	30,800	1,600	–	–

当事業年度末（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037
借入金	1,000	–	86,200	83,400	88,000

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,839,242	3,581,596	263,500	125,000
借入金	31,800	3,600	–	–

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	譲渡性預金	365,500	365,500	-
	小計	365,500	365,500	-
合計		365,500	365,500	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

当事業年度末（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	譲渡性預金	593,000	593,000	-
	小計	593,000	593,000	-
合計		593,000	593,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
期首における退職給付引当金	52百万円	62百万円
退職給付費用	17百万円	0百万円
退職給付の支払額	0百万円	2百万円
制度への拠出額	7百万円	7百万円
期末における退職給付引当金	<u>62百万円</u>	<u>52百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	184百万円	184百万円
年金資産	<u>△168百万円</u>	<u>△181百万円</u>
	15百万円	2百万円
非積立型制度の退職給付債務	46百万円	49百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>62百万円</u>	<u>52百万円</u>
退職給付引当金	<u>62百万円</u>	<u>52百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>62百万円</u>	<u>52百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

項目	前事業年度末 (令和2年3月31日現在)	当事業年度末 (令和3年3月31日現在)
簡便法で計算した退職給付費用	17百万円	0百万円

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,640,828	6,758,787		23,399,615
有価証券	365,500			365,500
現金預け金	557,437			557,437
金融商品等差入担保金	12,391			12,391
その他資産	3,682	4,199		7,881
有形固定資産	2,777			2,777
無形固定資産	1,097			1,097
一般勘定貸		582,840	△ 582,840	
資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700
負債の部				
債券	13,351,373	6,662,089		20,013,462
借入金	203,000			203,000
金融商品等受入担保金	58,073			58,073
その他負債	1,889	3,150		5,040
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	62			62
役員退職慰労引当金	32			32
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	582,840		△ 582,840	
特別法上の準備金等	2,200,000	622,777		2,822,777
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		605,607		605,607
利差補てん積立金		17,169		17,169
負債の部合計	17,317,625	7,288,018	△ 582,840	24,022,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	238,383			238,383
一般勘定積立金	238,383			238,383
評価・換算差額等	11,101			11,101
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	266,087	57,808		323,896
負債及び純資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. す。

一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、

3. 管理勘定の「当期純利益」は、機構法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

一般勘定貸、管理勘定借

機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間に融通している資金の額です。

II 当事業年度

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	17,329,790	5,814,599		23,144,389
有価証券	593,000			593,000
現金預け金	1,106,432			1,106,432
金融商品等差入担保金	3,282			3,282
その他資産	3,381	3,533		6,914
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	933			933
一般勘定貸		600,823	△ 600,823	
資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606
負債の部				
債券	14,706,147	5,704,619		20,410,767
借入金	294,000			294,000
金融商品等受入担保金	33,480			33,480
その他負債	1,779	2,891		4,670
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	21			21
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,823		△ 600,823	
特別法上の準備金等	2,200,000	653,636		2,853,636
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		640,921		640,921
利差補てん積立金		12,714		12,714
負債の部合計	18,756,661	6,361,147	△ 600,823	24,516,985
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	265,772			265,772
一般勘定積立金	265,772			265,772
評価・換算差額等	437			437
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	282,812	57,808		340,621
負債及び純資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606

勘定別情報（損益計算書関係）

I 前事業年度

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,662	162,962	△ 6,897	289,727
資金運用収益	126,123	156,499		282,623
役務取引等収益	87			87
その他業務収益	8			8
その他経常収益	7,008			7,008
地方公共団体健全化基金受入額	6,996			6,996
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	434		△ 434	
一般勘定貸受取利息		8	△ 8	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,454	△ 6,454	
経常費用	107,871	59,690	△ 6,897	160,663
資金調達費用	95,472	58,798		154,271
役務取引等費用	179	119		299
その他業務費用	2,627	299		2,926
営業経費	3,128	38		3,166
管理勘定借支払利息	8		△ 8	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,454		△ 6,454	
一般勘定事務委託費		434	△ 434	
経常利益	25,791	103,272	-	129,063
特別利益	-	105,259	-	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		5,259		5,259
特別損失	23	208,531	-	208,555
固定資産処分損	23			23
公庫債権金利変動準備金繰入額		108,531		108,531
国庫納付金		100,000		100,000
当期純利益	25,767	-	-	25,767

II 当事業年度

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	127,026	138,908	△ 6,011	259,923
資金運用収益	117,492	133,288		250,780
役務取引等収益	83			83
その他業務収益	7			7
その他経常収益	9,052			9,052
地方公共団体健全化基金受入額	9,041			9,041
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	391		△ 391	
一般勘定貸受取利息		5	△ 5	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,615	△ 5,615	
経常費用	99,637	48,049	△ 6,011	141,675
資金調達費用	87,135	47,445		134,580
役務取引等費用	189	102		292
その他業務費用	3,622	91		3,713
営業経費	3,069	19		3,088
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	5		△ 5	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,615		△ 5,615	
一般勘定事務委託費		391	△ 391	
経常利益	27,388	90,859	-	118,247
特別利益	-	64,454	-	64,454
公庫債権金利変動準備金取崩額		60,000		60,000
利差補てん積立金取崩額		4,454		4,454
特別損失	-	155,314	-	155,314
公庫債権金利変動準備金繰入額		95,314		95,314
国庫納付金		60,000		60,000
当期純利益	27,388	-	-	27,388

⑤【附属明細書】

当事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,187	-	-	1,187	538	30	649
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	606	18	-	625	279	110	345
有形固定資産計	3,454	18	-	3,472	818	140	2,654
無形固定資産							
ソフトウェア	1,844	205	359	1,691	760	371	930
その他の無形固定資産	1	2	1	2	-	-	2
無形固定資産計	1,846	208	360	1,694	760	371	933

2. 地方公共団体金融機関債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第11回～第123回地方公共団体金融機関債券	平成22年4月19日 ～令和2年1月21日	4,469,844	3,817,710 (512,860)	0.001 ～1.400	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機関債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,059	420,046 (200,000)	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第13回～第20回地方公共団体金融機関債券	平成26年4月24日 ～平成28年10月28日	520,315	320,175 (120,000)	0.001 ～0.202	6年
政府保証債（国内債） 4年第7回～第11回地方公共団体金融機関債券	平成28年6月30日 ～令和2年8月28日	200,111	220,112 (160,000)	0.001	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機関債券	平成23年1月13日	83,170	-	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第17回～第28回地方公共団体金融機関債券	平成27年4月20日 ～令和2年11月20日	125,000	135,000 (35,000)	0.001 ～0.15	5年
非政府保証公募債 第11回～第142回地方公共団体金融機関債券	平成22年4月22日 ～令和3年3月18日	3,360,000	3,385,000 (400,000)	0.049 ～1.465	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機関債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第89回地方公共団体金融機関債券	平成21年6月25日 ～令和3年3月18日	1,575,000	1,765,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第12回地方公共団体金融機関債券	平成26年6月26日 ～令和2年11月20日	105,000	150,000	0.446 ～1.864	30年

非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	30,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F 2～6、8～14、16～17、24、28～29、37、42～43、45～47、49、51～52、54～69、71～73、75～80、82～85、87～90、92～93、95～98、100～109、111～112、115～139、141～153、155～164、166～169、171～210、212～243、245～276、278～310、312～400、402～607回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和3年3月24日	2,600,288	3,117,917 (216,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F 211、F 244回地方公共団体金融機構債券 (変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～45、47～87回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和3年2月10日	1,517,247	1,935,253 [14,057百万米ドル] [1,662百万豪ドル] [2,080百万ユーロ] (318,542)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第39回地方公共団体金融機構債券	平成25年7月22日	9,863	-	変動	7年
縁故債 A号第7回～第134回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月27日 ～令和3年3月24日	2,510,000	2,260,000 (300,000)	0.069 ～1.480	10年
縁故債 B号第1回～第65回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和3年3月24日	311,500	429,000	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第65回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和3年3月24日	462,500	594,000	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第60回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和3年3月24日	590,000	740,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,959,899	19,399,215 (2,262,902)	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,973	84,976	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,973	84,976	-	-
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,860	144,985 (80,000)	1.6 ～2.2	15年

非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,858	569,883	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,909	189,915	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定期償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	23,960	21,790 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	968,589	926,574 (82,170)	-	-
合 計	-	20,013,462	20,410,767 (2,345,072)	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,410,767百万円の一般担保に供しております。

2. 「非政府保証債（外債）第43～45、47～87回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	1,000	0.080	令和3年9月27日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	203,000	293,000	0.259	令和5年5月29日～ 令和22年3月16日
合 計	203,000	294,000	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,000	-	86,200	83,400	88,000

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	58	59	58	-	59
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
退職給付引当金	62	6	2	13	52
役員退職慰労引当金	32	6	15	1	21

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首 残高	当期増加額	当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等	うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	605,607	95,314		60,000	-
合 計	2,805,607	95,314	-	60,000	-
					2,840,921

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	9,041	-	9,041	-	920,287
合 計	920,287	9,041	-	9,041	-	920,287

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

(単位：百万円)

区分	予 算 額	決 算 額	差 頓	備 考
貸付金	23,271,296	23,144,389	△ 126,906	
有価証券及び現金預け金	906,042	1,699,432	793,390	
金融商品等差入担保金	18,826	3,282	△ 15,544	
その他の資産	6,458	6,914	456	
有形固定資産及び無形固定資産	4,088	3,588	△ 499	
資産合計	24,206,709	24,857,606	650,897	
債券	19,753,618	20,410,767	657,149	
借入金	308,000	294,000	△ 14,000	
金融商品等受入担保金	26,335	33,480	7,145	
その他の負債	5,291	4,670	△ 620	
賞与引当金	-	59	59	
役員賞与引当金	-	10	10	
退職給付引当金	-	52	52	
役員退職慰労引当金	-	21	21	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
特別法上の準備金等	2,853,133	2,853,636	503	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	640,421	640,921	500	
利差補てん積立金	12,712	12,714	2	
負債合計	23,866,664	24,516,985	650,321	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	260,408	265,772	5,364	
一般勘定積立金	260,408	265,772	5,364	
評価・換算差額等	5,226	437	△ 4,788	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	△0	
純資産合計	340,045	340,621	576	
負債・純資産合計	24,206,709	24,857,606	650,897	

【注記事項】

(重要な会計方針及びその他の注記)

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- (2) 有価証券及び現金預け金は、債券発行額が予定を上回ったことによる増
- (3) 金融商品等差入担保金は、担保付スワップ(CSA)契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
- (4) 債券は、債券発行額が予定を上回ったことによる増
- (5) 借入金は、新規借入額が予定を下回ったことによる減
- (6) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ(CSA)契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (7) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- (8) 評価・換算差額等は、予算策定期からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

損益計算書（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
経常収益	256,574	259,923	3,349	
資金運用収益	251,382	250,780	△ 601	
貸付金利息	250,990	249,890	△ 1,099	
有価証券利息及び預け金利息	0	82	82	
金利スワップ受入利息	-	474	474	
その他の受入利息	392	333	△ 58	
役務取引等収益	82	83	1	
その他業務収益	-	7	7	
その他経常収益	5,110	9,052	3,942	
地方公共団体健全化基金受入額	5,100	9,041	3,941	
その他の経常収益	10	11	1	
経常費用	142,818	141,675	△ 1,142	
資金調達費用	136,416	134,580	△ 1,835	
債券利息	135,932	134,071	△ 1,860	
借入金利息	484	509	25	
金利スワップ支払利息	-	-	-	
役務取引等費用	277	292	15	
その他業務費用	2,611	3,713	1,102	
営業経費	3,513	3,088	△ 424	
人件費	956	900	△ 55	
業務費	1,491	1,192	△ 298	
その他の営業経費	1,066	996	△ 69	
その他経常費用	-	0	0	
経常利益	113,756	118,247	4,491	
特別利益	64,624	64,454	△ 169	
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,168	60,000	△ 168	
利差補てん積立金取崩額	4,457	4,454	△ 2	
特別損失	155,578	155,314	△ 263	
金利変動準備金繰入額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,411	95,314	△ 96	
国庫納付金	60,168	60,000	△ 168	
当期純利益	22,802	27,388	4,586	

【注記事項】

(重要な会計方針及びその他の注記)

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金利息は、平均残高が想定を下回ったこと等による減
- (2) 地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
- (3) 債券利息は、金利が想定を下回ったことによる減
- (4) その他業務費用は、債券発行額の増加による債券発行手数料の増

(関係規程)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号) (抜粋)

(適用)

第 2 条 機構の財務及び会計の処理に関しては、地方公共団体金融機構法(平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。)、同法に基づく命令他関係法令その他機関の財務及び会計に適用又は準用される法令等の規程(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(年度決算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行い、決算報告書、事業報告書及び次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 純資産変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 附属明細書

2 前項各号に掲げる財務諸表に関する作成責任者は、管理部長とする。

3 決算報告書の作成方法については、理事長が別に定めるところによる。

決算報告書作成基準(令和 2 年 3 月 26 日決定)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号。以下「会計規程」という。)第 38 条第 3 項の規定に基づき決算報告書の作成方法を次のとおり定める。

1 決算報告書

地方公共団体金融機構法(以下「法」という。)第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により総務大臣に提出するため、決算報告書を作成する。決算報告書は、予算額と決算額を併記する形式とし、別記様式により作成する。

2 記載事項

決算報告書の「予算額」の欄には法第 34 条第 1 項の規定により作成する予算の区分に従い金額を記載する。また、「決算額」の欄には法第 36 条第 1 項の規定により作成した財務諸表の科目に従い金額を記載する。ただし、下表に掲げる区分の決算額については、それぞれに定める内容の金額を記載するものとする。

(1) 貸借対照表

区分	内容
有価証券及び現金預け金	貸借対照表の「有価証券」と「現金預け金」の合計額
有形固定資産及び無形固定資産	貸借対照表の「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額

(2) 損益計算書

区分	内容
貸付金利息	長期貸付金利息、短期貸付金利息及びその他の貸付金利息の合計額
有価証券利息及び預け金利息	長期国債利息、短期国債利息、地方債利息、譲渡性預金利息、政府保証債利息、その他の証券利息、普通預金利息、定期預金利息及び外貨預金利息の合計額
金利スワップ受入利息	金利スワップに係る受入利息
その他の受入利息	「貸付金利息」、「有価証券利息及び預け金利息」及び「金利スワップ受入利息」以外に受け入れた利息の合計額
債券利息	国内債券利息及び国外債券利息の合計額
借入金利息	長期借入金利息、短期借入金利息及びその他の借入金利息の合計額
金利スワップ支払利息	金利スワップに係る支払利息
その他の支払利息	「債券利息」、「借入金利息」及び「金利スワップ支払利息」以外に支払った利息の合計額
人件費	役員給、職員給料、職員諸手当及び法定福利費の合計額
業務費	損益計算書の「営業経費」から「人件費」及び「その他の営業経費」を差し引いた額
その他の営業経費	租税公課、賠償償還及び払戻金、減価償却費及び退職給付費用の合計額

3 注記事項

別記様式には、当基準に準拠して作成している旨を記載すること。

また、予算額と決算額の差額が 10 億円以上の区分については、その理由を記載すること。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

別記様式 (略)

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（令和3年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金 銀行への預け金 1,106,432百万円です。

その他資産 未収収益 6,805百万円（未収貸付金利息 6,795百万円その他）、その他の資産 109百万円（差入保証金 107百万円その他）です。

②負債の部

その他負債 未払費用 4,476百万円（未払債券利息 4,393百万円その他）、その他の負債 183百万円（未払金 183百万円その他）その他です。

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第6【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<https://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和3年5月31日

地方公共団体金融機構
理事長 佐藤文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野和也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤賢司 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにあり、また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機関の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和3年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和3年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

